

土石流・流木対策指針（平成30年3月20日付け 29林整計第546号 林野庁森林整備部長通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 計画 第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 3-1 (略)</p> <p>3-2 流木対策を中心とする計画 流木対策を中心とする計画は、流木の発生源対策を進めるとともに、適宜、<u>流木捕捉式治山ダム</u>を設置することを検討し、出水時の捕捉に努めるものとする。</p> <p>第5章 渓間工の設計 第1節 (略)</p> <p>第2節 2-1～2-8 (略)</p> <p>2-9-1～2-9-3 (略)</p> <p><u>2-9-4 土石流流体力の算定式</u> <u>土石流の流体力は、土石流濃度、土石流ピーク流量、土石流水深、土石流流速を用いて推定する。</u></p> <p>第6章～第7章 (略)</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 計画 第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 3-1 (略)</p> <p>3-2 流木対策を中心とする計画 流木対策を中心とする計画は、流木の発生源対策を進めるとともに、適宜、<u>透過型治山ダム(流木捕捉式治山ダム)</u>を設置することを検討し、出水時の捕捉に努めるものとする。</p> <p>第5章 渓間工の設計 第1節 (略)</p> <p>第2節 2-1～2-8 (略)</p> <p>2-9-1～2-9-3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第6章～第7章 (略)</p>

附 則

この通知は令和5年5月1日から適用する